個人情報の漏えい事案の発生について(報告)

新潟県国民健康保険団体連合会

本会において個人情報を記載した書類等の誤送付により個人情報の漏えい事業が発生しましたので報告します。

1. 概要

医療機関から本会に請求された医療費(診療報酬)の審査結果を記載した 書類及び診療報酬明細書(レセプト)を、請求された医療機関と異なる医療 機関へ誤送付。

2. 発覚日時

令和4年11月2日(水)医療機関宛に増減点通知連絡書等を発送 11月7日(月)8時50分頃、誤送付された医療機関からの電話連絡により発覚。

3. 含まれていた個人情報

被保険者証番号、氏名・診療情報等(診療報酬明細書には性別、生年月日も記載あり)

4. 発覚後の対応等

本会より、誤送付した医療機関 A 及び本来送付する医療機関 B に電話にて 事案を説明し、11月7日、両医療機関を訪問し謝罪及び当該の書類の受渡 しを行った。

本事案に起因して発生する情報漏えいの拡大及びそのおそれはないことを 確認。

5. 原因

医療機関へ書類(通知)等を発送する際、システムから出力される医療機関毎の送付物チェックシートにて送付物の確認を行い、その後、封入前に他 医療機関送付分等の混入の有無を確認しているが、封入封緘作業時の確認を (医療機関名・医療機関コード) 1名で行っていたことにより発生したと考える。

6. 再発防止策

- ・発送物を封入する際は、複数職員でのチェックを実施するよう作業工程を 改める。
- ・ 改めた作業工程をマニュアルに追記し、作業開始前に作業工程を都度確認することを徹底する。